

令和 6 年 3 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 3 月 22 日 (金)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和6年3月22日(金)
午前9時00分開会 午前9時45分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第104号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第105号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第106号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第107号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第108号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
- 議案第109号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第110号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第111号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)定期検証について
- 議案第112号 非農地証明(遊休農地)について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	14 番 夏目 静男
15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ
18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久
21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 9 番 杉浦 圭志 13 番 中山 信廣 23 番 森下 秋吉

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年3月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 本日、9 番 杉浦圭志委員、13 番 中山信廣委員、23 番 森下秋吉委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 21 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号 17 番 藤城ひろみ委員、同 18 番 藤村やすよ委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、8 日の書

類説明会、農業委員による現地調査、14日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号2番、3番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、8日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。それではよろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料1 議案第103号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第103号、1ページから2ページをご覧ください。

番号1番から7番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第104号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第104号、3ページをお願いします。

番号1番、2番の2件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、2件とも隣地承諾を得た旨の記載がある案件です。

一時転用については、番号2番が該当し、営農型太陽光の案件で10年間の計画で、農地復元誓約書の添付があります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第105号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から17番までの17件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第105号、4ページから6ページをお願いします。

番号1番から17番までの17件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号7番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・4番・6番から10番、13番から17番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番・3番・5番・11番・12番です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号9番の1件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 106 号

「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号1番から56番までの56件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議長 議案第106号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、4月1日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一

部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 11 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 56 件 145 筆 144,905.78 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 107 号
「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。
所有権移転の番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企 画 課 はい、議長。
議案第 107 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、2 月 26 日開催の農地銀行運営委員会会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、1 件 6 筆 5,976 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 続きまして、資料1に戻り 議案第108号
「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。

除外についての番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長、議案第108号について説明させていただきます。
豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画9件・面積13,305.06㎡です。

今回の案件につきましては、2月8日（木）の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。

除外案件の目的としましては、1番が駐車場兼資材置場、2番が資材置場、3番が調剤薬局、4番が駐車場、5番がコンビニエンスストア、6番、7番が分家住宅、8番が緑地です。内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

また、9番は、電柱等の農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項及び施行規則第4条の5第1項第21号及び第23号に基づく電気工作物等であり、13筆を一括上程させていただきます。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第1項及び第4条の5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第1項第27号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

- 委員 「進行」
- 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
- 議長 これより採決に入ります。
- 議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。
- 全員 「異議なし」
- 議長 異議なしと認めます。
- 議長 よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
- 議長 続きまして 同じく資料1 議案第109号
- 「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
- 番号1番から6番までの6件を一括上程いたします。
- 内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
- 議案第109号 8ページをご覧ください。
- 議案第109号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。
- それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
- この6件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
- 以上です。
- 議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
- それでは質疑に入ります。
- 質疑、意見のある方は、発言 願います。

- 委員 「進行」
- 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第110号

「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第110号 9ページをご覧ください。

議案第110号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号1番について、特例適用農地の全てが農地として使用されておらず遊休農地状態となっていました。相続人に対し、農地に復元するよう連絡を試みましたが、連絡がつかず、農地への復元が見込まれないため、この内容で上程いたします。

番号2番について、特例適用農地の全てが区画整理事業の区域内にあり、現在造成工事中の状況です。

以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第111号

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)定期検証について」を議題といたします。

番号1番から17番までの17件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。

画課 議案第 111 号について説明させていただきます。

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる 27 号計画に位置付けて農用地区域から除外した施設等についてですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ハ（定期的な検証）を行う必要があるため、計画通りに効果が発揮されているかどうか、今年 2 月 6 日（火）に検証を行いました。

今回の検証対象 17 件のうち、計画効果が認められたものは、1 番、4 番から 12 番、14 番、16 番、17 番の 13 件です。効果が確認できなかったもののうち、2 番、3 番、13 番、15 番の来年以降も引き続き検証を続けるものは、今後計画効果の達成に向けて、事業計画者と調整などを行うこととなります。

この検証結果につきましては、3 月 8 日（金）の書類説明会において、農業委員の方々に説明をし、3 月 11 日（月）までにご意見をいただき、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて了解をいただいております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ハ（定期的な検証）に基づいた検証について、客観性の確保のため、農業委員会の意見を聴かせていただくため、ご審議の程をお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27 号計画）定期検証についての 農業委員会の意見は、「適正である」と回答することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きます。同じく資料1 議案第112号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第112号 11ページをご覧ください。
番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料1 12ページをお願いします。
報告第1号の番号1番から6番までの6件、及び13ページからの報告第2号の番号1番から 15ページ 16番までの16件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に16ページをお願いします。
報告第3号の番号1番から6番までの6件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。すべて要件を満たしていることを確認しました。
次に17ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から18ページの9番までの9件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に19ページをお願いします。

報告第5号の番号1番の1件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は宅地でした。

報告は以上です

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。
(午前9時33分中断)

<農地銀行運営委員会議>

(午前9時35分再開)

議長 総会を再開いたします。

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前9時45分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年3月22日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 17 番 藤城 ひろみ 委員)

議事録署名者
(議席番号 18 番 藤村 やすよ 委員)